データ伝送携帯電話番号	０２００ＤＥＦＧＨＪＫＬＭＮ（ただし、英字は十進数字とし、ＤＥＦＧＨは総務大臣の指定により電気通信事業者ごとに定めるものとする。）	携帯電話又はＰＨＳに係る役務（いずれも主としてデータ伝送役務の用に供するものに限る。）に係る端末系伝送路設備及び当該設備に接続される利用者の端末設備等（移動する無線局の無線設備であるものに限る。）（注３、注４）	自ら指定を受けてデータ伝送携帯電話番号（電気通信番号の構成が０２００ＤＥＦＧＨＪＫＬＭＮであるものに限る。以下「０２００番号」という。）を使用する者にあっては、次のとおりとする。 ［１・２　略］
	０２０ＣＤＥＦＧＨＪＫ（ただし、英字は十進数字（Ｃは０及び４を除く。）とし、ＣＤＥは総務大臣の指定により電気通信事業者ごとに定めるものとする。）（令和３年12月末日までに総務大臣が指定したものに限る。）		［第１・第２　略］
［略］			

［注１～３　略］

４　携帯移動地球局（電波法施行規則第４条第１項第20号の８に規定する携帯移動地球局をいう。）に係る端末系伝送路設備及び当該設備に接続される利用者の端末設備等を併せて識別することができる。この識別のために使用する音声伝送携帯電話番号については、電気通信番号の使用の条件の欄のうち第２の規定は適用しないものとする。

附　則

［１～４　略］

［削る］

データ伝送携帯電話番号	０２００ＤＥＦＧＨＪＫＬＭＮ（ただし、英字は十進数字とし、ＤＥＦＧＨは総務大臣の指定により電気通信事業者ごとに定めるものとする。）	携帯電話又はＰＨＳに係る役務（いずれも主としてデータ伝送役務の用に供するものに限る。）に係る端末系伝送路設備及び当該設備に接続される利用者の端末設備等（移動する無線局の無線設備であるものに限る。）（注３）	自ら指定を受けてデータ伝送携帯電話番号（電気通信番号の構成が０２００ＤＥＦＧＨＪＫＬＭＮであるものに限る。以下「０２００番号」という。）を使用する者にあっては、次のとおりとする。 ［１・２　同左］
	０２０ＣＤＥＦＧＨＪＫ（ただし、英字は十進数字（Ｃは０及び４を除く。）とし、ＣＤＥは総務大臣の指定により電気通信事業者ごとに定めるものとする。）（令和３年12月末日までに総務大臣が指定したものに限る。）		［第１・第２　同左］
［同左］			

［注１～３　同左］

４　携帯移動地球局（電波法施行規則第４条第１項第20号の８に規定する携帯移動地球局をいう。）に係る端末系伝送路設備及び当該設備に接続される利用者の端末設備等を併せて識別することができる。この識別のために使用する電気通信番号については、電気通信番号の使用の条件の欄のうち第２の規定は適用しないものとする。

附　則

［１～４　同上］

５　当分の間、第２の５の規定については、データ伝送携帯電話番号、音声伝送携帯電話番号及びＩＭＳＩには適用しないものとする。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この告示は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第四十六号）の施行の日から施行する。ただし、電気通信番号計画第三の変更規定は、公示の日から施行する。